

主任介護支援専門員研修 受講要件・提出書類一覧表

受講要件		提出書類
共通要件	共通①	利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者
	共通②	「介護支援専門員研修実施要項」に基づく 専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱを修了した者 又は 「介護支援専門員更新研修実施要項」の3の(3)に基づく 実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者
<p>※全ての受講生が該当</p> <p>※①、②の両方を満たす必要があります</p>		<p>介護支援専門員証の写し</p> <p>「居宅サービス計画書」の第1表～第3表又は、「施設サービス計画書」の第1表～第3表又は、「介護予防サービス・支援計画書」の写し</p> <p>「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ」及び「介護支援専門員専門課程Ⅱ」の修了証の写し、又は「介護支援専門員更新研修（実務経験者）」の修了証の写し</p> <p>必ず、88（53）時間を修了したことが確認できる修了証を添付（）内は平成27年度以前修了証の種類には ・更新研修「88（53）時間」・更新研修「32（20）時間」・専門研修課程Ⅰ「56（33）時間」・専門研修課程Ⅱ「32（20）時間」がありますので、修了の合計時間が88（53）時間となるよう修了証を揃えて提出下さい。</p> <p>※平成15～17年度の旧現任研修（基礎Ⅰ又は基礎Ⅱ）を受講していることにより専門研修課程Ⅰの受講を免除できる場合は、旧現任研修基礎研修課程Ⅰ又はⅡの修了証の写しを提出のこと（本制度は平成23年度以降の専門研修課程の受講者には適用されません）</p>
個別要件	個別①	専任の介護支援専門員として従事した期間（常勤・専従）が、通算して5年（60か月）以上である者。（管理者との兼務は期間として算定できるものとする）
	個別②	「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者 又は 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として実務に従事した期間（常勤・専従）が通算して3年（36か月）以上である者。（管理者との兼務は期間として算定できるものとする）
	個別③	介護保険法施行規則第140条の6第1号のイの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、 <u>現に地域包括支援センターに配置</u> されている者。
	個別④	地域包括支援センター又は在宅介護センターでの経験を有し、新たに地域包括支援センターで主任介護支援専門員として配属が予定されている者であって、 <u>専任・兼任を問わず</u> 介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上であり、 <u>市町村長が推薦</u> する者。
	個別⑤	県又は県が指定した研修機関が実施する介護支援専門員を対象とした研修において、講師を務めた経験を有し、又は現に講師を務めている者であって、 <u>専任・兼任を問わず</u> 介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上である者。
<p>※①～⑤のいずれか1つを満たす必要があります</p>		<p>様式Ⅰ 「令和8年度主任介護支援専門員研修実務従事証明書」（指定様式・HPからダウンロード）</p> <p>※（事業所が廃業等で実在しない場合や何等かの理由で証明書がもらえない場合）廃業等の場合で、旧経営者（管理者）が過去の勤務状況が把握できる勤務記録等を保管している場合は、「元〇〇事業所管理者□□□」として証明してもらって下さい。この場合、当該事業所の開所、閉鎖の年月日の分かる書類を併せ提出して下さい。 廃業等で上記が不可能な場合およびその他の事情で証明書の提出が困難な場合は、受講申込者が保有している雇用契約書や給与明細書、ねんきん定期便などの勤務実態が分かる書類を提出して下さい。</p> <p>様式Ⅰ 「令和8年度主任介護支援専門員研修実務従事証明書」（指定様式・HPからダウンロード）</p> <p>ケアマネジメントリーダー養成研修に該当する場合：修了証の写し</p> <p>認定ケアマネジャーに該当する場合：修了証か認定証の写し</p> <p>様式Ⅲ 「主任介護支援専門員研修 受講要件個別③証明書」（指定様式・HPからダウンロード）</p> <p>様式Ⅰ 「令和8年度主任介護支援専門員研修実務従事証明書」（指定様式・HPからダウンロード）</p> <p>様式Ⅳ 「主任介護支援専門員研修 受講要件個別④証明書」（指定様式・HPからダウンロード）</p> <p>様式Ⅰ 「令和8年度主任介護支援専門員研修実務従事証明書」（指定様式・HPからダウンロード）</p> <p>様式Ⅴ 「主任介護支援専門員研修 受講要件個別⑤証明書」（指定様式・HPからダウンロード）</p>

※ 個別要件①、②の専任期間並びに④、⑤の算定期間は**研修開講日の前日までの通算**とします。

※ 専任とは、常勤・専従を指します。

※ 個別要件③介護保険法施行規則第140条の6第1号のイの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者のことです。

主任介護支援専門員研修 受講要件・提出書類一覧表

◇常勤とは、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数に達していることをいいます。

◇専従とは、常勤の勤務すべき時間数すべてにおいて、介護支援専門員としての実務にのみ従事していることをいいます。

◇実務経験の範囲

介護支援専門員としての実務経験の範囲は、下記の事業所又は施設において、介護支援専門員として就労した者に限ります。

なお、下記の事業所又は施設で就労していたとしても、単に要介護認定の調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを行っており、介護サービス計画書の作成をしていなかった場合は、実務経験として認められません。
指定居宅介護支援事業所における常勤・専従の管理者については、実務経験があると認められます。

= 事業所・施設一覧 =

①居宅介護支援事業所

②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所

③小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業所

④介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）

⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所

⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所

⑦介護予防支援事業所（地域包括支援センター）